

平成 2 7 年 6 月 1 2 日招集

平成 2 7 年 第 2 回

佐 渡 市 議 会 定 例 会 議 案

佐 渡 市

目次

議案第63号	専決処分の承認を求めることについて（平成26年度佐渡市一般会計補正予算（第12号）について）	1
議案第64号	専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について）	3
議案第65号	専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）	12
議案第66号	佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について	15
議案第67号	佐渡市教育長の給与の減額に関する条例の制定について	17
議案第68号	佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	19
議案第69号	佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	21
議案第70号	新たに生じた土地の確認について（柿野浦地内）	23
議案第71号	字の変更について（柿野浦地内）	24
議案第72号	新たに生じた土地の確認について（野浦・東強清水地内）	25
議案第73号	字の変更について（野浦・東強清水地内）	26
議案第74号	新たに生じた土地の確認について（松ヶ崎地内）	27
議案第75号	字の変更について（松ヶ崎地内）	29

議案第76号	新たに生じた土地の確認について（沢根地内）	31
議案第77号	字の変更について（沢根地内）	36
議案第78号	消防ポンプ自動車購入契約の締結について	41
議案第79号	小型動力ポンプ付水槽車（2.5t）購入契約の締結について	42
議案第80号	平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について	43
議案第81号	人権擁護委員候補者の推薦について	最終日上程

議案第63号

専決処分の承認を求めることについて（平成26年度佐渡市一般会計
補正予算（第12号）について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙の
とおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を
求める。

平成27年6月12日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

専決第 3 号

専決処分書

平成26年度佐渡市一般会計補正予算(第12号)について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年 3 月31日

佐渡市長

甲斐 元也

(予算書別紙添付)

議案第64号

専決処分の承認を求めることについて（佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年6月12日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

専決第 4 号

専決処分書

佐渡市税条例等の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年 3 月31日

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市税条例等の一部を改正する条例

(佐渡市税条例の一部改正)

第 1 条 佐渡市税条例 (平成 16 年佐渡市条例第 63 号) の一部を次のように改正する。

第 31 条第 2 項の表第 1 号才中「法人税法第 2 条第 16 号」を「法第 292 条第 1 項第 4 号の 5」に、「又は同条第 17 号の 2 に規定する連結個別資本金等の額 (保険業法に規定する相互会社にあつては、令第 45 条の 3 の 2 に定めるところにより算定した純資産額) 」を「をいう。以下この表及び第 4 項において同じ。」に、「この表」を「この表及び第 4 項」に、「市町村内」を「市内」に改め、同条に次の 1 項を加える。

4 資本金等の額を有する法人 (保険業法に規定する相互会社を除く。) の資本金等の額が、資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額に満たない場合における第 2 項の規定の適用については、同項の表中「資本金等の額が」とあるのは、「資本金の額及び資本準備金の額の合算額又は出資金の額が」とする。

第 48 条第 6 項中「第 2 条第 12 号の 7 の 3」を「第 2 条第 12 号の 7」に改める。

第 50 条第 3 項中「第 2 条第 12 号の 7 の 2」を「第 2 条第 12 号の 6 の 7」に改める。

第 57 条及び第 59 条中「第 10 号の 9」を「第 10 号の 10」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 39 年度」を「平成 41 年度」に、「平成 29 年」を「平成 31 年」に改める。

附則第 9 条の前に見出しとして「 (個人の市民税の寄附金控除額に係る申告の特例等) 」を付し、同条を次のように改める。

第 9 条 法附則第 7 条第 8 項に規定する申告特例対象寄附者 (次項において「申告特例対象寄附者」という。) は、当分の間、第 34 条の 7 第 1 項及び第 2 項の規定によって控除すべき金額の控除を受けようとする場合には、第 36 条の 2 第 4 項の規定による申告書の提出 (第 36 条の 3 の規定により当該申告書が提出されたものとみなされる所得税法第 2 条第 1 項第 37 号に規定する確定申告書の提出を含む。) に代え

て、法第314条の7第1項第1号に掲げる寄附金（以下この項及び次条において「地方団体に対する寄附金」という。）を支出する際、法附則第7条第8項から第10項までに規定するところにより、地方団体に対する寄附金を受領する地方団体の長に対し、同条第8項に規定する申告特例通知書（以下この条において「申告特例通知書」という。）を送付することを求めることができる。

2 前項の規定による申告特例通知書の送付の求め（以下この条において「申告特例の求め」という。）を行った申告特例対象寄附者は、当該申告特例の求めを行った日から賦課期日までの間に法附則第7条第10項第1号に掲げる事項に変更があったときは、同条第9項に規定する申告特例対象年（次項において「申告特例対象年」という。）の翌年の1月10日までに、当該申告特例の求めを行った地方団体の長に対し、法施行規則で定めるところにより、当該変更があった事項その他法施行規則で定める事項を届け出なければならない。

3 申告特例の求めを受けた地方団体の長は、申告特例対象年の翌年の1月31日までに、法附則第7条第10項の規定により申請書に記載された当該申告特例の求めを行った者の住所（同条第11項の規定により住所の変更の届出があったときは、当該変更後の住所）の所在地の市町村長に対し、法施行規則で定めるところにより、申告特例通知書を送付しなければならない。

4 申告特例の求めを行った者が、法附則第7条第13項各号のいずれかに該当する場合において、同項前段の規定の適用を受けるときは、前項の規定による申告特例通知書の送付を受けた市町村長は、当該申告特例の求めを行った者に対し、その旨の通知その他の必要な措置を講ずるものとする。

附則第9条の次に次の1条を加える。

第9条の2 当分の間、所得割の納税義務者が前年中に地方団体に対する寄附金を支出し、かつ、当該納税義務者について前条第3項の規定による申告特例通知書の送付があった場合（法附則第7条第13項の規定によりなかったものとみなされる場合を除く。）においては、法附則第7条の2第4項に規定するところにより控除すべき額を、第34条

の 7 第 1 項及び第 2 項の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。

附則第10条の2 第 7 項中「法附則第15条第38項」を「法附則第15条第40項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 6 項中「法附則第15条第37項」を「法附則第15条第39項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 5 項の次に次の 2 項を加える。

6 法附則第15条第30項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

7 法附則第15条第31項に規定する市町村の条例で定める割合は 2 分の 1 とする。

附則第10条の2 に次の 1 項を加える。

10 法附則第15条の 8 第 4 項に規定する市町村の条例で定める割合は 3 分の 2 とする。

附則第11条の見出し中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第11条の2 の見出し中「平成25年度又は平成26年度」を「平成28年度又は平成29年度」に改め、同条第 1 項中「平成25年度分又は平成26年度分」を「平成28年度分又は平成29年度分」に改め、同条第 2 項中「平成25年度適用土地」を「平成28年度適用土地」に、「平成25年度類似適用土地」を「平成28年度類似適用土地」に、「平成26年度分」を「平成29年度分」に改める。

附則第12条（見出しを含む。）及び第13条（見出しを含む。）中「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改める。

附則第15条第 1 項中「法附則第15条から第15条の 3 まで」を「法附則第15条若しくは第15条の 3 」に、「平成24年度から平成26年度まで」を「平成27年度から平成29年度まで」に改め、同条第 2 項中「平成27年 3 月31日」を「平成30年 3 月31日」に改める。

附則第16条を次のように改める。

（軽自動車税の税率の特例）

第16条 法附則第30条第 1 項第 1 号及び第 2 号に規定する 3 輪以上の軽

自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定（次項及び第3項において「初回車両番号指定」という。）を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	1,000円
	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 2 法附則第30条第2項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。次項において同じ。）が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	2,000円
	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に規定する3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）が平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合において、平成28年度分の軽自動車税に限り、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第2号ア	3,900円	3,000円
----------	--------	--------

	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

(佐渡市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 2 条 佐渡市税条例の一部を改正する条例(平成26年佐渡市条例第24号)
の一部を次のように改正する。

第 1 条中附則第16条の改正規定を次のように改める。

附則第16条第 3 項中「附則第30条第 3 項第 1 号」を「附則第30条第 5 項第 1 号」に改め、同項を同条第 4 項とし、同条第 2 項中「附則第30条第 2 項第 1 号」を「附則第30条第 4 項第 1 号」に改め、同項を同条第 3 項とし、同条第 1 項中「附則第30条第 1 項第 1 号」を「附則第30条第 3 項第 1 号」に、「初めて道路運送車両法第60条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(次項及び第 3 項において「初回車両番号指定」という。)」を「初回車両番号指定」に改め、同項を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

法附則第30条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車に対する当該軽自動車が初めて道路運送車両法第60条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(以下この条において「初回車両番号指定」という。) を受けた月から起算して14年を経過した月の属する年度以後の年度分の軽自動車税に係る第82条の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第82条第 2 号ア	3,900円	4,600円
	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第 1 条第 4 号中「第82条の改正規定」を「第82条第 2 号アの改正

規定（「3,600円」に係る部分を除く。）」に、「附則第3条」を「附則第3条第1項」に改め、同条第6号中「第52条第1項及び」の次に「第82条第1号の改正規定、同条第2号アの改正規定（「3,600円」に係る部分に限る。）」、同条同号イの改正規定並びに同条第3号の改正規定並びに」を加え、「附則第4条」を「附則第3条第2項、第4条」に改める。

附則第3条中「第82条」を「第82条第2号ア（「3,600円」に係る部分を除く。）」に改め、同条に次の1項を加える。

- 2 新条例第82条第1号、第2号ア（「3,600円」に係る部分に限る。）、同号イ及び第3号の規定は、平成28年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成27年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

附則第5条の表中「附則第16条」を「附則第16条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 第1条 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第2条中佐渡市税条例の一部を改正する条例附則第1条第4号及び第6号並びに第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

（市民税に関する経過措置）

- 第2条 別段の定めがあるものを除き、改正後の佐渡市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成26年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。
- 2 新条例附則第9条の規定は、市民税の所得割の納税義務者が施行日以後に支出する新条例附則第9条第1項に規定する地方団体に対する寄附金について適用する。
- 3 新条例附則第9条の2の規定は、平成28年度以後の年度分の個人の市民税について適用する。
- 4 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中法人の市民税に関する部分は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結

事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第 3 条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成26年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第10条の2第6項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される地方税法等の一部を改正する法律（平成27年法律第2号）第1条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号。以下「新法」という。）附則第15条第30項に規定する管理協定に係る同項に規定する協定避難家屋（協定避難用部分に限る。）に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 新条例附則第10条の2第7項の規定は、平成27年4月1日以後に取得される新法附則第15条第31項に規定する管理協定に係る同項に規定する償却資産に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

4 新条例附則第10条の2第10項の規定は、平成27年4月1日以後に新築される新法附則第15条の8第4項に規定するサービス付き高齢者向け住宅である貸家住宅に対して課すべき平成28年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

（軽自動車税に関する経過措置）

第 4 条 新条例附則第16条の規定は、平成28年度分の軽自動車税について適用する。

議案第65号

専決処分の承認を求めることについて（佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成27年6月12日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

専決第 5 号

専決処分書

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成27年 3 月31日

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

佐渡市国民健康保険税条例（平成16年佐渡市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「51万円」を「52万円」に改め、同条第3項中「16万円」を「17万円」に改め、同条第4項中「14万円」を「16万円」に改める。

第24条中「51万円」を「52万円」に、「16万円」を「17万円」に、「14万円」を「16万円」に改め、同条第2号中「24万5000円」を「26万円」に改め、同条第3号中「45万円」を「47万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の佐渡市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第66号

佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例の制定について

佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例を次のとおり制定する。

平成27年 6 月12日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市特別職の職員の給与の減額に関する条例

特別職の職員のうち、市長にあっては平成27年7月1日から同年11月30日まで、副市長にあっては平成27年7月1日から同年9月30日までの間における給料月額、佐渡市特別職の職員の給与に関する条例（平成16年佐渡市条例第53号）第3条及び附則第4項の規定にかかわらず、同条例附則第4項に規定する額から10分の1に当たる額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

議案第67号

佐渡市教育長の給与の減額に関する条例の制定について

佐渡市教育長の給与の減額に関する条例を次のとおり制定する。

平成27年 6 月12日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市教育長の給与の減額に関する条例

平成27年7月1日から同年10月31日までの間における教育長の給料月額
は、佐渡市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（平成
16年佐渡市条例第55号）第3条及び附則第4項の規定にかかわらず、同条
例附則第4項に規定する額から10分の1に当たる額を減じて得た額とする。

附 則

この条例は、平成27年7月1日から施行する。

議案第68号

佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関
する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年6月12日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置
に関する条例の一部を改正する条例

佐渡市離島振興対策実施地域の企業支援に係る税制上の特別措置に関する条例（平成25年佐渡市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第2条中「平成27年3月31日」を「平成29年3月31日」に改める。

附則第2項中「平成31年3月31日」を「平成33年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第69号

佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成27年 6 月12日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

佐渡市簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

佐渡市簡易水道事業給水条例(平成16年佐渡市条例第295号)の一部を次のように改正する。

別表第2の1合併前の両津市簡易水道事業の給水区域の表の の表中「及び見立簡易水道」を「、見立簡易水道及び両津大川簡易水道」に改め、同表の の表両津大川簡易水道の項を削る。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の佐渡市簡易水道事業給水条例別表第2の1合併前の両津市簡易水道事業の給水区域の表の規定は、平成27年8月分の料金から適用し、同年7月分までの料金については、なお従前の例による。

議案第70号

新たに生じた土地の確認について（柿野浦地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、当市の区域内に新たに生じた下記の土地を確認する。

記

	土地の所在	面積（㎡）
	佐渡市柿野浦字立岩124の1、1165の3、1165の4、1166の1、1167の1、1167の2、1167の4、1168の2、字七島1171の2、1175の2、1175の5、1177の5、1178の2、1180の2、1180の5、字七嶋1173の2、1177の2地先の土地	3,255.34
	佐渡市柿野浦字立岩124の1、1165の3、1165の4、1166の1、1167の1、1167の2、1167の4、1168の2、字七島1171の2、1175の2、1175の5、1177の5、1178の2、1180の2、1180の5、字七嶋1173の2、1177の2地先の公有水面埋立地	4,072.05
	佐渡市柿野浦字七島1175の5、1177の5、1178の2、1180の2、1180の5、字七嶋1177の2地先の土地	110.01

平成27年6月12日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第71号

字の変更について（柿野浦地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の第1項の規定により、当市の区域内の字を下記のとおり変更し、佐渡市長の告示のあった日から施行するものとする。

記

	変更前	変更後
	佐渡市柿野浦字立岩124の1、1165の3、1165の4、1166の1、1167の1、1167の2、1167の4、1168の2、字七島1171の2、1175の2、1175の5、1177の5、1178の2、1180の2、1180の5、字七嶋1173の2、1177の2地先の土地	佐渡市柿野浦字立岩
	佐渡市柿野浦字立岩124の1、1165の3、1165の4、1166の1、1167の1、1167の2、1167の4、1168の2、字七島1171の2、1175の2、1175の5、1177の5、1178の2、1180の2、1180の5、字七嶋1173の2、1177の2地先の公有水面埋立地	
	佐渡市柿野浦字七島1175の5、1177の5、1178の2、1180の2、1180の5、字七嶋1177の2地先の土地	佐渡市柿野浦字七島

平成27年6月12日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第72号

新たに生じた土地の確認について（野浦・東強清水地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、当市の区域内に新たに生じた下記の土地を確認する。

記

	土地の所在	面積（㎡）
	佐渡市野浦字片倉506の1、510の2、511の1、511の2、512の2、515の1、515の2、東強清水字ヌケメ199の4、字江の平260の1、260の9地先の公有水面埋立地	1,892.46
	佐渡市野浦字片倉506の1、510の2、511の1、511の2、512の2、515の1、515の2、東強清水字ヌケメ199の4地先の土地	3,970.81
	佐渡市東強清水字江の平260の1、260の10、261地先の公有水面埋立地	1,536.33
	佐渡市東強清水字江の平261、263の1地先の公有水面埋立地	129.61
	佐渡市東強清水字江の平263の1、264の1、265、265の1、265の2地先の公有水面埋立地	34.93
	佐渡市東強清水字北濱1、字北ハマ2、3、字川端4、4の1、5、字セド6、字セト7、字南8、9、10の1、11、11の1、字セド24の3、25の4、25の8、25の9、字ヌケメ199の4、字江の平260の1、260の9、260の10、261、263の1、264の1、265、265の1、265の2地先の土地	9,164.06

平成27年6月12日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第73号

字の変更について（野浦・東強清水地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の第1項の規定により、当市の区域内の字を下記のとおり変更し、佐渡市長の告示のあった日から施行するものとする。

記

	変更前	変更後
	佐渡市野浦字片倉506の1、510の2、511の1、511の2、512の2、515の1、515の2、東強清水字ヌケメ199の4、字江の平260の1、260の9地先の公有水面埋立地	佐渡市野浦 字片倉
	佐渡市野浦字片倉506の1、510の2、511の1、511の2、512の2、515の1、515の2、東強清水字ヌケメ199の4地先の土地	
	佐渡市東強清水字江の平260の1、260の10、261地先の公有水面埋立地	佐渡市東強 清水字江の 平
	佐渡市東強清水字江の平261、263の1地先の公有水面埋立地	
	佐渡市東強清水字江の平263の1、264の1、265、265の1、265の2地先の公有水面埋立地	
	佐渡市東強清水字北濱1、字北ハマ2、3、字川端4、4の1、5、字セド6、字セト7、字南8、9、10の1、11、11の1、字セド24の3、25の4、25の8、25の9、字ヌケメ199の4、字江の平260の1、260の9、260の10、261、263の1、264の1、265、265の1、265の2地先の土地	

平成27年6月12日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第74号

新たに生じた土地の確認について（松ヶ崎地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、当市の区域内に新たに生じた別紙の土地を確認する。

平成27年6月12日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

別紙

	土地の所在	面積 (㎡)
	佐渡市松ヶ崎字濱2023の13、2023の17、字松ヶ崎1192の1、1192の8、1196の4、1200の4、字水ナシ1191の1、字阿ら町1165の4、1175、1181の2、1185の2、1186の2、1187の1、字荒町1166の3、1166の4、1170の2、1174の2、1179の2、字西1108、1109の1、1109の3、1110の2、1111の2、1111の3、1112、1114の2、1115の1、1116、1117の1、1118の2、1119の1、1119の2、1120の1、1121の2、1122、1123、1123の4、1126、1128から1131まで、1133の1、1133の2、1135、1136、1136の2、1139から1141まで、1142の2、1143、1144、1146、1148、1149の2、1150から1152まで、1154、1155の1、1157の1、1157の3、1158の1、1159、1160の3、1160の4、1161、1162の2、1164の1、1169の2地先の土地	10,171.94
	佐渡市松ヶ崎字西1115の1、1116、1117の1、1119の1、1119の2、1120の1、1121の2地先の公有水面埋立地	168.62
	佐渡市松ヶ崎字十二ヶ崎852の1、字十二ヶ岬853の1、字アイマ854の2、854の3、字相間1641の6、1649の6、1648の5、1659の1、1660の5、1661の2、1661の4、1661の5、1663の1、1663の4地先の土地	3,379.65
	佐渡市松ヶ崎字十二ヶ岬853の1、字アイマ854の2、854の3、字相間1641の6、1648の5、1649の6、1659の1、1660の5、1661の2、1661の4、1661の5、1663の1、1663の4地先の公有水面埋立地	3,958.96
	佐渡市松ヶ崎字十二ヶ崎852の1地先の公有水面埋立地	99.64

議案第75号

字の変更について（松ヶ崎地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市の区域内の字を別紙のとおり変更し、佐渡市長の告示のあった日から施行するものとする。

平成27年 6 月12日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

別紙

	変更前	変更後
	佐渡市松ヶ崎字濱2023の13、2023の17、字松ヶ崎1192の1、1192の8、1196の4、1200の4、字水ナシ1191の1、字阿ら町1165の4、1175、1181の2、1185の2、1186の2、1187の1、字荒町1166の3、1166の4、1170の2、1174の2、1179の2、字西1108、1109の1、1109の3、1110の2、1111の2、1111の3、1112、1114の2、1115の1、1116、1117の1、1118の2、1119の1、1119の2、1120の1、1121の2、1122、1123、1123の4、1126、1128から1131まで、1133の1、1133の2、1135、1136、1136の2、1139から1141まで、1142の2、1143、1144、1146、1148、1149の2、1150から1152まで、1154、1155の1、1157の1、1157の3、1158の1、1159、1160の3、1160の4、1161、1162の2、1164の1、1169の2地先の土地	佐渡市松ヶ崎字松ヶ崎
	佐渡市松ヶ崎字西1115の1、1116、1117の1、1119の1、1119の2、1120の1、1121の2地先の公有水面埋立地	
	佐渡市松ヶ崎字十二ヶ崎852の1、字十二ヶ岬853の1、字アイマ854の2、854の3、字相間1641の6、1649の6、1648の5、1659の1、1660の5、1661の2、1661の4、1661の5、1663の1、1663の4地先の土地	佐渡市松ヶ崎字相間
	佐渡市松ヶ崎字十二ヶ岬853の1、字アイマ854の2、854の3、字相間1641の6、1648の5、1649の6、1659の1、1660の5、1661の2、1661の4、1661の5、1663の1、1663の4地先の公有水面埋立地	
	佐渡市松ヶ崎字十二ヶ崎852の1地先の公有水面埋立地	佐渡市松ヶ崎字十二ヶ崎

議案第76号

新たに生じた土地の確認について（沢根地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、当市の区域内に新たに生じた別紙の土地を確認する。

平成27年6月12日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

別紙

	土地の所在	面積 (㎡)
	佐渡市沢根炭屋町字大浜 56 の 4、71 の 68 から 71 の 75 まで、71 の 89、71 の 91、71 の 95 地先の公有水面埋立地	1,845.71
	佐渡市沢根炭屋町字大浜 71 の 49、71 の 76、71 の 78、71 の 94、71 の 96、71 の 98、71 の 99 から 71 の 101 まで、71 の 103、71 の 104 地先の公有水面埋立地	1,122.74
	佐渡市沢根炭屋町字大浜 71 の 66、71 の 80、71 の 81、71 の 85、71 の 86 地先の公有水面埋立地	123.33
	佐渡市沢根炭屋町字大浜 56 の 4、71 の 10、71 の 26、71 の 27、71 の 49、71 の 52、71 の 54、71 の 66 から 71 の 104 まで地先の土地	5,707.06
	佐渡市沢根五十里字浜 1017 の 11、1018 の 6、1018 の 7、1019 の 2、1020 の 3 地先の公有水面埋立地	169.72
	佐渡市沢根五十里字浜 1040 の 1、1041 の 1、1042 の 4、1043 の 1、1044 の 1、1046 の 4 地先の公有水面埋立地	31.64
	佐渡市沢根五十里字浜方 1098 の 2、2450 地先の公有水面埋立地	555.58
	佐渡市沢根五十里字浜方 1098 の 2、2451 地先の公有水面埋立地	5,383.16
	佐渡市沢根五十里字浜 1017 の 11、1018 の 6、1018 の 7、1019 の 2、1020 の 3、1021 の 2、1022 の 4、1023 の 4、1025 の 4、1026 の 4、1027 の 5、1028 の 4、1029 の 9、1029 の 18 から 1029 の 20 まで、1030 の 4、1031 の 5、1032 の 3、1033 の 4、1034 の 1、1035 の 4、	17,640.76

	1036 の 4、1037 の 1、1038 の 1、1039 の 1、1040 の 1、1041 の 1、1042 の 4、1043 の 1、1044 の 1、1046 の 4、1047 の 4、1048 の 1、1049 の 4、1050 の 4、1051 の 1、1053 の 1、字浜方 1094 の 11 から 1094 の 13 まで、1095 の 9、1095 の 10、1096 の 7、1096 の 8、1097 の 3、1098、1099 の 3、1100 の 16 から 1100 の 18 まで、1101 の 3、1102 の 2、1103 の 3、1104 の 8、1104 の 9、1105 の 3、1106 の 4、1107 の 3、1108 の 3、1109 の 1、1110 の 3、1111 の 7、1111 の 8、1112 の 3、1113 の 3、1114 の 3、1115 の 3、1117 の 3、1118 の 11 から 1118 の 13 まで、1119 の 3、1119 の 6、1120 の 3、1121 の 4、1122 の 3、1123 の 2、1124 の 4、1125 の 7、1125 の 8、1126 の 7、1126 の 8、1127 の 3、1128 の 7、1129 の 7、1130 の 2、1130 の 4、1131 の 1、1132 の 2 地先の土地	
	佐渡市沢根籠町字浜方 52 の 1、53 の 1、54 の 1、55 の 1、56 の 1、57 の 1、58 の 1、59 の 1、60 の 1、61 の 1、61 の 3、63 の 1、64 の 1、65 地先の公有水面埋立地	1,634.68
	佐渡市沢根籠町字浜方 35 の 1、36 の 6 から 36 の 8 まで、36 の 11、36 の 22、37 の 1、37 の 4、38 の 5、38 の 6、39 の 1、40 の 1、41、42 の 1、43 の 1、44、45 の 1、46 の 1、47 の 1、48 の 1、49 の 1 地先の公有水面埋立地	1,501.07
	佐渡市沢根籠町字浜方 35 の 1、36 の 6 から 36 の 8 まで、36 の 11、36 の 22、37 の 1、37 の 4、38 の 5、38 の 6、39 の 1、40 の 1、41、42 の 1、43 の 1、44、45 の 1、46 の 1、47 の 1、	5,253.32

	48 の 1、49 の 1、50 の 1、51 の 1、52 の 1、53 の 1、54 の 1、55 の 1、56 の 1、57 の 1、58 の 1、59 の 1、60 の 1、61 の 1、61 の 3、63 の 1、64 の 1、65 地先の土地	
	佐渡市沢根町字浜方 81 の 1、82 から 86 まで、86 の 2、87 の 1、88、89 の 1、90 の 1、91 の 1、91 の 2、92 の 1、93 の 1、93 の 3、94 の 1、95 の 3、96 の 1、97 の 1 から 97 の 3 まで、97 の 7、97 の 12、99 の 1、99 の 4、101 の 3、102 の 3、103 の 3、104 の 1、105 の 1、106 の 1、107 の 3、108 の 3、109、110 の 1、111 の 1、112 の 1、113 の 1、113 の 6、113 の 9、114 の 3 地先の公有水面埋立地	4,913.04
	佐渡市沢根町字浜方 115 の 1、117、118 の 1、119 の 1、119 の 3、120 の 1、122 の 3、123 の 5、123 の 6、124 の 3、125 の 1、126 の 1、127 の 1、127 の 6、128 の 1、128 の 4、129 の 3、129 の 5、130 の 1、131 の 1、132 の 1、133 の 1、134 の 1、134 の 5、137 の 3、146 の 3、147 の 3、148 の 3、149 の 3、152 の 3、153 の 1、154 の 2、154 の 7、155 の 2、160 から 168 まで、173 から 175 まで、177 地先の公有水面埋立地	2,685.75
	佐渡市沢根町字浜方 81 の 1、82 から 86 まで、86 の 2、87 の 1、88、89 の 1、90 の 1、91 の 1、91 の 2、92 の 1、93 の 1、93 の 3、94 の 1、95 の 3、96 の 1、97 の 1 から 97 の 3 まで、97 の 7、97 の 12、99 の 1、99 の 4、101 の 3、102 の 3、103 の 3、104 の 1、105 の 1、106 の 1、107 の 3、108 の 3、109、110 の 1、111 の 1、112 の 1、113 の 1、113 の 6、113 の 9、	13,521.52

	114 の 3、115 の 1、117、118 の 1、119 の 1、 119 の 3、120 の 1、122 の 3、123 の 5、123 の 6、124 の 3、125 の 1、126 の 1、127 の 1、 127 の 6、128 の 1、128 の 4、129 の 3、129 の 5、130 の 1、131 の 1、132 の 1、133 の 1、 134 の 1、134 の 5、137 の 3、146 の 3、147 の 3、148 の 3、149 の 3、152 の 3、153 の 1、 154 の 2、154 の 7、155 の 2、160 から 168 ま で、173 から 175 まで、177 地先の土地	
	佐渡市沢根字浜戸 617 の 5、617 の 6、617 の 10 地先の土地	1,031.72

議案第77号

字の変更について（沢根地内）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、当市の区域内の字を別紙のとおり変更し、佐渡市長の告示のあった日から施行するものとする。

平成27年6月12日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

別紙

	変更前	変更後
	佐渡市沢根炭屋町字大浜 56 の 4、71 の 68 から 71 の 75 まで、71 の 89、71 の 91、71 の 95 地先の公有水面埋立地	佐 渡 市 沢 根 炭 屋 町 字 大 浜
	佐渡市沢根炭屋町字大浜 71 の 49、71 の 76、71 の 78、71 の 94、71 の 96、71 の 98、71 の 99 から 71 の 101 まで、71 の 103、71 の 104 地先の公有水面埋立地	
	佐渡市沢根炭屋町字大浜 71 の 66、71 の 80、71 の 81、71 の 85、71 の 86 地先の公有水面埋立地	
	佐渡市沢根炭屋町字大浜 56 の 4、71 の 10、71 の 26、71 の 27、71 の 49、71 の 52、71 の 54、71 の 66 から 71 の 104 まで地先の土地	
	佐渡市沢根五十里字浜 1017 の 11、1018 の 6、1018 の 7、1019 の 2、1020 の 3 地先の公有水面埋立地	佐 渡 市 沢 根 五 十 里 字 浜
	佐渡市沢根五十里字浜 1040 の 1、1041 の 1、1042 の 4、1043 の 1、1044 の 1、1046 の 4 地先の公有水面埋立地	
	佐渡市沢根五十里字浜方 1098 の 2、2450 地先の公有水面埋立地	佐 渡 市 沢 根 五 十 里 字 浜 方
	佐渡市沢根五十里字浜方 1098 の 2、2451 地先の公有水面埋立地	
	佐渡市沢根五十里字浜 1017 の 11、1018 の 6、1018 の 7、1019 の 2、1020 の 3、1021 の 2、1022 の 4、1023 の 4、1025 の 4、1026 の 4、1027 の 5、1028 の 4、1029 の 18、1029 の 9 から 1029 の 20 まで、1030 の 4、1031 の 5、1032 の 3、1033 の 4、1034 の 1、1035 の 4、1036	

	の 4、1037 の 1、1038 の 1、1039 の 1、1040 の 1、1041 の 1、1042 の 4、1043 の 1、1044 の 1、1046 の 4、1047 の 4、1048 の 1、1049 の 4、1050 の 4、1051 の 1、1053 の 1、字浜方 1094 の 11 から 1094 の 13 まで、1095 の 9、1095 の 10、1096 の 7、1096 の 8、1097 の 3、1098、1099 の 3、1100 の 16 から 1100 の 18 まで、1101 の 3、1102 の 2、1103 の 3、1104 の 8、1104 の 9、1105 の 3、1106 の 4、1107 の 3、1108 の 3、1109 の 1、1110 の 3、1111 の 7、1111 の 8、1112 の 3、1113 の 3、1114 の 3、1115 の 3、1117 の 3、1118 の 11 から 1118 の 13 まで、1119 の 3、1119 の 6、1120 の 3、1121 の 4、1122 の 3、1123 の 2、1124 の 4、1125 の 7、1125 の 8、1126 の 7、1126 の 8、1127 の 3、1128 の 7、1129 の 7、1130 の 2、1130 の 4、1131 の 1、1132 の 2 地先の土地	
	佐渡市沢根籠町字浜方 52 の 1、53 の 1、54 の 1、55 の 1、56 の 1、57 の 1、58 の 1、59 の 1、60 の 1、61 の 1、61 の 3、63 の 1、64 の 1、65 地先の公有水面埋立地	佐 渡 市 沢 根 籠 町 字 浜 方
	佐渡市沢根籠町字浜方 35 の 1、36 の 6 から 36 の 8 まで、36 の 11、36 の 22、37 の 1、37 の 4、38 の 5、38 の 6、39 の 1、40 の 1、41、42 の 1、43 の 1、44、45 の 1、46 の 1、47 の 1、48 の 1、49 の 1 地先の公有水面埋立地	
	佐渡市沢根籠町字浜方 35 の 1、36 の 6 から 36 の 8 まで、36 の 11、36 の 22、37 の 1、37 の 4、38 の 5、38 の 6、39 の 1、40 の 1、41、42 の 1、43 の 1、44、45 の 1、46 の 1、47 の 1、48 の 1、49 の 1、50 の 1、51 の 1、52 の 1、	

	53 の 1、54 の 1、55 の 1、56 の 1、57 の 1、58 の 1、59 の 1、60 の 1、61 の 1、61 の 3、63 の 1、64 の 1、65 地先の土地	
	佐渡市沢根町字浜方 81 の 1、82 から 86 まで、86 の 2、87 の 1、88、89 の 1、90 の 1、91 の 1、91 の 2、92 の 1、93 の 1、93 の 3、94 の 1、95 の 3、96 の 1、97 の 1 から 97 の 3 まで、97 の 7、97 の 12、99 の 1、99 の 4、101 の 3、102 の 3、103 の 3、104 の 1、105 の 1、106 の 1、107 の 3、108 の 3、109、110 の 1、111 の 1、112 の 1、113 の 1、113 の 6、113 の 9、114 の 3 地先の公有水面埋立地	佐 渡 市 沢 根 町 字 浜 方
	佐渡市沢根町字浜方 115 の 1、117、118 の 1、119 の 1、119 の 3、120 の 1、122 の 3、123 の 5、123 の 6、124 の 3、125 の 1、126 の 1、127 の 1、127 の 6、128 の 1、128 の 4、129 の 3、129 の 5、130 の 1、131 の 1、132 の 1、133 の 1、134 の 1、134 の 5、137 の 3、146 の 3、147 の 3、148 の 3、149 の 3、152 の 3、153 の 1、154 の 2、154 の 7、155 の 2、160 から 168 まで、173 から 175 まで、177 地先の公有水面埋立地	
	佐渡市沢根町字浜方 81 の 1、82 から 86 まで、86 の 2、87 の 1、88、89 の 1、90 の 1、91 の 1、91 の 2、92 の 1、93 の 1、93 の 3、94 の 1、95 の 3、96 の 1、97 の 1 から 97 の 3 まで、97 の 7、97 の 12、99 の 1、99 の 4、101 の 3、102 の 3、103 の 3、104 の 1、105 の 1、106 の 1、107 の 3、108 の 3、109、110 の 1、111 の 1、112 の 1、113 の 1、113 の 6、113 の 9、114 の 3、115 の 1、117、118 の 1、119 の 1、	

	119 の 3、120 の 1、122 の 3、123 の 5、123 の 6、124 の 3、125 の 1、126 の 1、127 の 1、127 の 6、128 の 1、128 の 4、129 の 3、129 の 5、130 の 1、131 の 1、132 の 1、133 の 1、134 の 1、134 の 5、137 の 3、146 の 3、147 の 3、148 の 3、149 の 3、152 の 3、153 の 1、154 の 2、154 の 7、155 の 2、160 から 168 ま で、173 から 175 まで、177 地先の土地	
	佐渡市沢根字浜戸 617 の 5、617 の 6、617 の 10 地先の土地	佐 渡 市 沢 根 字 浜 戸

議案第78号

消防ポンプ自動車購入契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の対象 | 消防ポンプ自動車（水槽付）
消防ポンプ自動車（CD - 型） |
| 2 | 契約数 | 各1台 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 契約金額 | 48,555,620円 |
| 5 | 契約の相手方 | 東京都港区西新橋3丁目25番31号
株式会社モリタ 東京営業部
部長 山北 忠司 |

平成27年6月12日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第79号

小型動力ポンプ付水槽車（2.5t）購入契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第3条の規定により、議会の議決を求める。

記

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 契約の対象 | 小型動力ポンプ付水槽車（2.5t） |
| 2 | 契約数 | 1台 |
| 3 | 契約の方法 | 指名競争入札 |
| 4 | 契約金額 | 25,000,000円 |
| 5 | 契約の相手方 | 新潟県上越市大字中田原80番地28
株式会社大昭商事
代表取締役 清水 信博 |

平成27年6月12日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第80号 平成27年度佐渡市一般会計補正予算（第1号）について
（予算書別紙添付）

再生紙を使用しています。

古紙リサイクルにご協力お願いします。

リサイクルの際はホッチキス針の除去についてご協力お願いします。

追加目次

議案第82号	(仮称)金井地区統合保育園建設(建築)工事 請負契約の締結について	1
議案第83号	(仮称)金井地区統合保育園建設(機械設備) 工事請負契約の締結について	2
議案第84号	大川漁港漁港施設機能強化工事請負契約の締結 について	3

議案第82号

（仮称）金井地区統合保育園建設（建築）工事請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 （仮称）金井地区統合保育園建設（建築）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 545,400,000円
- 4 契約の相手方 中野建設工業・伊藤建設経常共同企業体
代表者 佐渡市小木木野浦176番地3
中野建設工業株式会社
代表取締役 中野 大
構成員 佐渡市長木675番地
伊藤建設株式会社
代表取締役 伊藤 弘勇

平成27年6月12日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第83号

（仮称）金井地区統合保育園建設（機械設備）工事請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 （仮称）金井地区統合保育園建設（機械設備）工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 153,360,000円
- 4 契約の相手方 佐渡市貝塚1203番地8
新潟企業株式会社佐渡支店
支店長 刀根 哲也

平成27年6月12日 提出

佐渡市長

甲斐 元也

議案第84号

大川漁港漁港施設機能強化工事請負契約の締結について

下記のとおり契約を締結したいので、佐渡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年佐渡市条例第60号）第2条の規定により、議会の議決を求める。

記

- 1 契約の目的 平成27年度 大川漁港漁港施設機能強化工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約金額 181,980,000円
- 4 契約の相手方 佐渡市秋津101番地1
株式会社広瀬組
代表取締役社長 廣瀬 俊三

平成27年6月12日 提出

佐渡市長

甲斐 元也